

無料相談会



	日程	時間	場所	内容(対応者)	予約・問合せ
行政相談	3月4日(金)	9:00~12:00	ゆめプラザ・那須	行政上の困りごと (平山英夫行政相談委員)	自宅 ☎72-5234
人権相談	2月28日(月)	9:30~12:00	ゆめプラザ・那須	人権に関すること (人権擁護委員2名)	保健福祉課 ☎72-6917
心配ごと相談	2月21日(月)	10:00~15:00	ゆめプラザ・那須	身の回りの心配ごと (民生委員2名)	社会福祉協議会 ☎72-5133
子育て相談	2月19日(土)	9:00~17:00	子育て支援センター	子育てで不安なこと (児童家庭相談員 ほか)	子育て支援センター(※1) ☎71-1137
こころの健康相談	3月11日(金)	10:00~15:00	保健センター	心身の不調、 人間関係の悩み (カウンセラー)	保健センター ☎72-5858
働く人のメンタルヘルス相談	2月16日(水) 3月3日(木)	13:30~16:30	大田原労政事務所 (県那須庁舎)	仕事上での悩みごと (産業カウンセラー)	大田原労政事務所(※2) ☎0287-22-4158
交通事故巡回相談	3月9日(水) 3月23日(水)	10:00~11:00 13:00~14:00	那須県民相談室 (県那須庁舎)	損害賠償、示談交渉など (交通事故相談員1名)	県民プラザ(※3) ☎028-623-2188
不動産相談	2月22日(火)	13:30~15:30	不動産会館県北支部	不動産取引など (相談員2名)	宅建協会県北支部 ☎0287-62-6677
広域無料法律相談	3月10日(木)	13:30~16:30	トコトコ大田原(3階)	法律上の困りごと (弁護士1名)	大田原市総務課(※4) ☎0287-23-1111
高齢者の総合相談	月~金曜日	8:30~17:00	ゆめプラザ・那須 保健福祉課	高齢者の介護、虐待、 福祉、健康など (相談内容による)	地域包括支援センター ☎71-1138 保健福祉課 ☎72-6917.6910
障がい等の総合相談窓口	【町委託業者】○指定相談支援事業所ノエル ☎73-5315 ○地域生活支援センターゆずり葉(那須塩原市) ☎63-7777				保健福祉課障がい者福祉係 ☎72-6917

- ※1 子育て相談：別日の希望がある方はご相談ください。
- ※2 働く人のメンタルヘルス相談：相談日3日前(土日祝日を除く)午後5時までに電話で予約。
- ※3 交通事故巡回相談：相談日3日前(土日祝日等を除く)までに電話で予約。予約がないときは、巡回相談を実施しません。
- ※4 広域無料法律相談：3月3日(木)~9日(水)の期間に電話で予約。

○成年になったらできること(例)

18歳(成年)になったらできること
◇親の同意がなくても契約できる 携帯電話の購入、クレジットカードをつくる、一人暮らしの部屋を借りる など
◇結婚可能年齢が男女ともに18歳
◇10年有効のパスポートの取得
◇公認会計士や医師免許などの国家資格取得
◇性同一性障害者の性別変更請求など
※普通自動車免許取得は従来と同様の18歳以上で取得可能です。
20歳になってからできること(これまでと変更なし)
◇飲酒、喫煙
◇競馬、競輪、競艇、オートレースの投票券を買う
◇大型、中型自動車運転免許証の取得
◇養子を迎える など

民法改正により、成人年齢が20歳から18歳になります。

成人になれば親の同意がなくても自分の意志でさまざまな契約ができるようになります。自分自身がその契約に対し責任を負うことになります。

安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があり、中には社会経験の少ない若者を狙う悪質な事業者もいます。

自分にとって必要な契約がよく考え、不要なものや強引な勧誘はきっぱり断りましょう。

なお、契約後でも疑問に思ったり不安に感じた時は、ひとりで悩まずに、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

消費の豆知識

令和4年4月1日から成人年齢が18歳になります!

○成年になる日

生年月日	成年になる日	成年になる年齢
2002年(平成14年)4月1日以前	20歳の誕生日	20歳
2002年(平成14年)4月2日から 2003年(平成15年)4月1日	2022年4月1日	19歳
2003年(平成15年)4月2日から 2004年(平成16年)4月1日	2022年4月1日	18歳
2004年(平成16年)4月2日以降	18歳の誕生日	18歳

▼問合せ

○那須町消費生活センター
☎72-6937

○栃木県消費生活センター
☎028-625-2227